

役員等報酬規程

社会福祉法人三和会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三和会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により会議日当を支払うものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により会議日当を支払うこととする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長は施設の財務、経営管理等の職務により別表2の月額報酬を支払うこととする、ただし、理事会および評議員会等に出席してもいずれの会議日当も支払わないものとする。理事長は法人職務証跡としてタイムカードで出勤状況を明確にする。但し、理事長兼施設長とする場合、役員報酬は無報酬とし施設長給与とする。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により業務報酬を支払うものとする。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表3により業務報酬を支払うものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により会議日当を支払うものとする。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る会議日当は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により業務報酬を支払うものとする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により会議日当を支払うものとする。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る会議日当は支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員にかかる業務を行った場合であっても、業務報酬は支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表3により業務報酬を支払うものとする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給するものとする。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費として支給する。

4 旅費は実情を考慮し、増額することが出来る。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算してもよいものとする。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用する。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成24年11月27日より適用する。

付則

この規定は、平成26年3月14日より適用する

附則

この規定は、平成27年4月1日より適用する

附則

この規程は、平成30年4月1日より適用する

役員報酬

別表1 (日額)

名称	会議日当
理事会出席報酬	9.000円
評議委員会出席報酬	6.000円
苦情対応第三者委員	6.000円

別表2 (月額)

名称	月額報酬
理事長業務報酬等	370.000円

別表3 (日額)

名称	業務報酬
理事及び評議員業務報酬	9.000円
監事監査指導報酬等	9.000円
苦情対応第三者委員	9.000円

別表4 (日額)

名称	交通費	宿泊費	その他
理事長	実費	10.000円	実費
役員、評議員 第三者委員	実費	10.000円	実費

別紙2

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	俸給時間額	俸給時間額	俸給時間額	俸給時間額	俸給時間額
号俸	円	円	円	円	円
1	50,000	120,000	170,000	250,000	370,000
2	53,000	123,000	173,000	253,000	373,000
3	56,000	126,000	176,000	256,000	376,000
4	59,000	129,000	179,000	259,000	379,000
5	62,000	132,000	182,000	262,000	382,000
6	65,000	135,000	185,000	265,000	385,000
7	68,000	138,000	188,000	268,000	388,000
8	71,000	141,000	191,000	271,000	391,000
9	74,000	144,000	194,000	274,000	394,000
10	77,000	147,000	197,000	277,000	397,000

「号級別格付基準」

1級	常勤理事・常勤監事(福祉経験:無)週1以上/常勤理事・常勤監事(福祉経験:有)週1以上
2級	常勤理事・常勤監事(福祉経験:無)週3以上 / (福祉経験:有)週3以上
3級	常勤理事・常勤監事(福祉経験:有)週3以上 / (福祉経験:無)週4以上
4級	理事長・常勤理事・常勤監事(福祉経験:無)週4以上 / (福祉経験:有)週4以上
5級	理事長・常勤理事・常勤監事(福祉経験:有)週4以上

年度決算状況により役員報酬の決定、昇給・降格は評議員によって決定する。